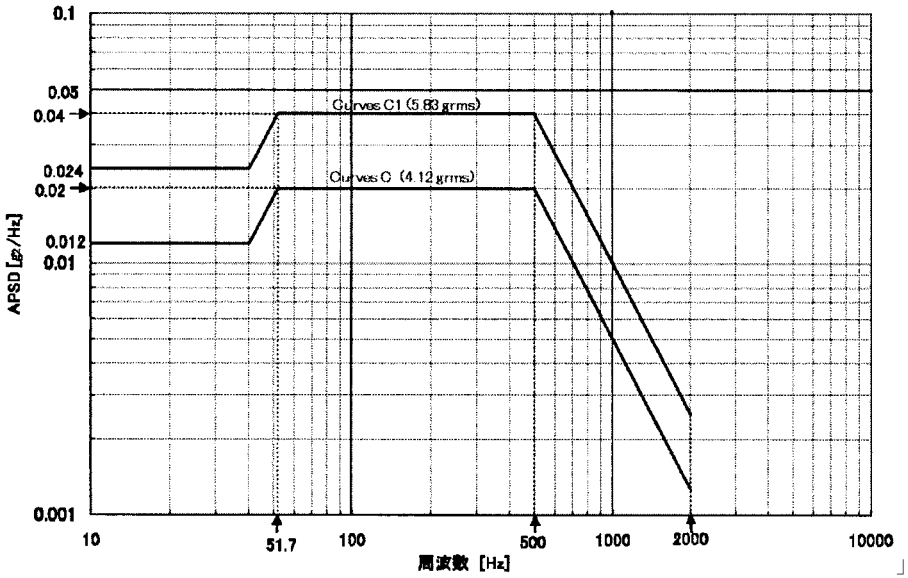
「

RTCA/DO-160D 振動試験条件(抜粋)



」に改め、同表の三の項中「第六十の三の項」を「第六十一の三の項」に改め、同表の四の項中「第六十の四の項」を「第六十一の四の項」に改め、同表の五の項中「第六十の五の項」を「第六十一の五の項」に改め、同表の七の項中「第六十の七の項」を「第六十一の七の項」に改め、同表の八の項中「第六十の八の項」を「第六十一の八の項」に改め、同表の九の項から十一の項までを次のように改める。

九　総合動作試験（軸外輻射電力）

別表第六十一の九の項に同じ。

十　総合動作試験（交差偏波識別度）

別表第六十一の十の項に同じ。ただし、試験結果の記載方法及びその他の条件については、次のとおりとする。

1　試験結果の記載方法

「良」又は「否」で記載する。

2　その他の条件

⑴　試験空中線が円偏波である場合は、測定用空中線を回転させた時の試験用受信機の出力の最大値と最小値を測定して楕円偏波率を求める。

⑵　試験用受信機は、スペクトル分析器を用いて測定することができる。

⑶　測定が不可能な場合は、他の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることができる。

十一　総合動作試験（監視・制御機能等）

別表第六十一の十一の項に同じ。

公　告

議　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１５１号

兵庫県姫路市飾磨区中野田１丁目55番地の４
債務者　有限会社エスティバン
代表者取締役　市場　朱実
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時40分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０５１号

静岡市葵区安東３丁目２番36号
債務者　株式会社協和印刷
代表者代表取締役　堀　紳一郎
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３４号

さいたま市中央区円阿弥７－８－９
債務者　株式会社日本フレビス
代表者代表取締役　生田目勝秋
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田和志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７５号

さいたま市南区沼影２丁目12番３号６―201
債務者　アイワ工業株式会社
代表者代表取締役　伊藤　若菜
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿引　剛一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号

愛知県大府市梶田町１丁目15番地
債務者　有限会社東海エスキマル
代表者取締役　元野　順一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後２時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号

静岡市駿河区石田１丁目３番12号
債務者　株式会社M．P．C
代表者代表取締役　鈴木　裕司
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　英辰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８号

大阪府岸和田市土生町1365番地の３
債務者　有限会社フジタ企画
代表者代表取締役　山野　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７号

香川県観音寺市柞田町甲55番地４
債務者　有限会社エムエーマート
代表者代表取締役　安藤　雅章
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　幸信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時40分
高松地方裁判所観音寺支部